

広島県警察の地域警察運営に関する訓令の制定について（通達）

平成5年4月1日
広地域第215号警察本部長

改正 平成6年9月広警務第740号 平成16年4月広警務第639号
平成19年3月広警務第637号

各部長・参事官
各所属長

地域警察は、外勤警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）及びこれに基づく広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成元年広島県警察本部訓令第25号。以下「旧訓令」という。）により運営してきたが、近年の著しい社会情勢の変化に対応した効果的な運営を図るため、平成5年1月1日から外勤警察運営規則の一部を改正する規則が施行されたことに伴い、旧訓令を全部改正し、広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年広島県警察本部訓令第13号。以下「訓令」という。）を本年4月1日から施行することとした。

訓令の改正の趣旨、主な改正点及び解釈等は、次のとおりであるから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

また、今回の改正に伴い、鉄道警察隊、警察用船舶、警察用航空機及び通信指令室に関する規定が削除されたが、これらについては、関係規程が整備されるまでの間、従前の例により運用し、又は運営することとされたい。

なお、広島県警察の地域警察運営に関する訓令の制定について（平成元年7月26日付け広外勤第557号）は、平成5年3月31日限り廃止する。

記

第1 改正の趣旨

地域の実態を掌握するとともに、常時警戒体制を保持してすべての警察事象に即応し、もって国民の安全と平穏を確保することを任務とする地域警察は、すべての警察活動の根幹として永くわが国の良好な治安を支える一方、住民の安心のよりどころとして広くその信頼を集めてきたところである。

しかしながら、近年の社会情勢の変化は、伝統的な地域社会を変貌させつつある。すなわち、大都市圏以外にも広がりつつある都市化や国際化の進展は、住民の連帯感を希薄化させ、これまで地域社会がはぐくんできた自主防犯機能を弱体化させており、また、高齢化の進展や単独世帯の増加は、地域社会が従来有していた相互扶助機能を低下させ、独居高齢者等保護を要する者を増加させている。さらには、高速交通機関の発達や情報通信手段の高度化は、犯罪を広域化、複雑多様化させている。このような状況の中、地域警察の在り方や地域警察に対する住民の要望は、大きく変化している。

また、一方では、警察職員に対する週40時間勤務制の導入等に伴い、地域警察の運営体制の面でも大きな転機が訪れている。

このような状況を踏まえ、地域警察の任務及び運営の基本を明らかにすることを目的として、この度、旧訓令を全部改正したものである。

第2 主な改正点及び解釈

1 部制の廃止（旧訓令第6条関係）

交番所長制を採る場合は、必ずしも部制を採る必要がないので部制に関する規定を削除した。

しかし、部制に関する規定を削除したことにより、部制による運用が全く許さ

れなくなるものではなく、交番所長制に移行していない警察署においては、従来どおり部制により運用することとなる。ただし、部制により運用するときは、交番所長制の趣旨を没却させることのないように留意しなければならない。

2 勤務例（第13条関係）

勤務例の策定に当たっては、交番等のブロック及び方面運用を推進する観点に立ち、内の交番及び駐在所が連携した活動ができるよう配慮するものとした。

3 所属長の指導監督（第19条関係）

旧訓令では、地域警察官に対する指導監督を行うに当たって、警察署長が1月ごとにあらかじめ「巡視計画」を策定することとしていたが、これを「指導監督実施計画」と改めた。

これは、地域警察官の指揮監督及び指導教養の中核となる警部補等の階級にある地域警察幹部が部下の勤務の実態を真に正しく掌握し、能力、個性等に応じたきめ細かな指揮監督及び指導教養を行うためには、警察署に勤務する幹部が必要に応じて交番、駐在所等を巡回するといった従来の巡視中心の方法では限界があることから、規則において、「計画的に交番、駐在所等を巡回すること等により」の文言を削除し、「交番、駐在所等の勤務場所において」指揮監督及び指導教養を行うことが明記されたことに伴うものである。今後、交番所長制による運用をしていくことで、プレーイング・マネージャーとしての交番所長による勤務場所での指揮監督及び指導教養が主体となることから、「巡視計画」を「指導監督実施計画」に改めたものである。

しかしながら、これは、従来の巡視に偏った指揮監督及び指導教養を改め、現場における交番所長等による実践的な指揮監督及び指導教養を行わせるという考え方によるものであって、巡視による指揮監督及び指導教養をすべて否定するものではない。

したがって、今回の改正で、地域警察幹部が行う巡視回数に関する規定を削除したが、上記の趣旨に照らし各警察署の実態に応じた効果的な指揮監督及び指導教養を実施するよう留意しなければならない。

4 班長（第23条関係）

旧訓令では、班長には巡查部長をもって指定するものと規定していたが、階級構成の是正により、警部補枠が拡大し、将来、警部補が交番等に配置されることが見込まれることから、班長には警部補又は巡查部長をもって指定するものと改めた。

5 交番所長（第24条関係）

(1) 設置

地域責任の明確化、交番全体としての一体的かつ効率的な活動、勤務員に対するきめ細かな指揮監督及び指導教養並びに交番における対外的な窓口の一本化といった観点から、規則では、交番所長制を採ることとされた。

しかし、本県では、階級構成の是正に伴う警部補の交番への配置計画及び交番所長制への移行計画等を勘案し、「交番に交番所長を置くことができる」と規定した。

(2) 勤務制

規則では、交番所長の勤務は日勤制と規定しているが、本県においては、交番等における地域警察官の実働力が低下しないように、交番所長は、おおむね、1週間に1回程度の当番勤務をさせることとした。

(3) 職務

交番所長は、交番の活動の総括的な責任者であることから、マネージャーとして次に掲げる職務を行うものとする。

- ア 所管区における地域警察活動の重点とその推進要領を策定すること。
- イ 地域の実態に応じて、交番の地域警察官を弾力的に運用すること。
- ウ 通常の基本勤務、事件又は事故の現場における初動的な措置その他の地域警察活動に関して指導監督を行うこと。
- エ 交番の個々の地域警察官の能力、個性等を踏まえ、現場に即して具体的な指導教養を行うこと。
- オ 他の交番等との連絡調整を行うこと。
- カ 関係機関、団体等との連絡調整に当たること。

また、同時に、交番所長は、地域警察幹部でもあるので、自ら受持区を担当するとともに、率先して事件又は事故の処理その他の地域警察活動を行うプレーヤーとしての職務も担当しなければならない。

6 総括班長の廃止（旧訓令第25条関係）

旧訓令では、「班長」を統括するために「総括班長」を置くこととしていたが、今回、「班長」には警部補又は巡査部長をもって指定することとしたこと及び新たに「交番所長」を置くことができることとしたことに伴い、形式的になりがちであった「総括班長制度」を廃止したものである。

7 ブロックの設定（第25条関係）

旧訓令では、2以上の交番等を組み合わせて「方面区」を設定し、運用していたが、規則において新たに「統合運用」が規定されたことに伴い、この「方面区」を「ブロック」に改称するとともに、ブロックを統括する地域警察幹部を「方面責任者」から「ブロック長」に改称した。

8 方面の設定（第25条の2関係）

地域警察活動において、「方面」とは、2以上のブロックを組み合わせ、警察署の管轄区域を分割したものであると明らかにした。

9 巡回連絡（第32条関係）

旧訓令では、巡回連絡について、全戸について1年間に1回以上訪問することを基準として規定していたが、より管内実態把握を徹底するため、未把握世帯等を重点とする巡回連絡を推進するように改めた。

10 車長制度の廃止（旧訓令第41条関係）

規則において車長に関する規定が削除されたことに伴い、車長制度についての規定を削除した。しかし、警ら用無線自動車の事故防止の観点から引き続き車長制度を運用することは、何ら差し支えないものとする。

11 交番相談員の新設（第47条の2関係）

規則第5章の追加に伴い、交番相談員を配置した。

第3 運用上の留意事項

1 地域警察の任務の本質の理解

規則第2条において、地域警察の任務として、「地域の実態を掌握してその実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行う」ことが明記されたとおり、地域警察の運営に当たっては、変貌する地域社会の実態をつぶさに掌握した上で、地域警察の果たす役割を踏まえ、効果的、効率的な運用に努めること。

2 拘束時間等の短縮

地域警察官に対する指示、手配、連絡等は、勤務時間内に必要最小限度で行い、勤務交替の迅速化等を図り、もって、地域警察官の拘束時間及び勤務時間の短縮

に努めること。

3 人事管理の適正化

地域警察官に対する指揮監督及び指導教養の中核となる交番所長には適任者を充てるなど、地域警察官の人事管理の適正化に努めること。

第4 その他

訓令に規定する勤務日誌等の様式を改正したが、既に作成している帳票については、この訓令施行後も引き続き使用しても差し支えないものとする。